

地方独立行政法人山口県立病院機構の中期目標の策定について

1 策定の趣旨

第2期中期目標期間（H27～H30）の終了に伴い、山口県立病院機構が達成すべき業務運営に関する目標として、第3期中期目標を策定。

2 中期目標の位置づけ

地方独立行政法人法第25条第1項に基づく中期目標

3 目標期間

2019年度から2022年度（4年間）

4 策定の基本方針

病院機構の役割
<p>○医療の提供 県立病院として対応すべき医療を継続的・安定的に県民に提供 《県総》 救急医療、周産期医療、へき地医療、災害医療、感染症医療、がん・脳卒中・心筋梗塞等の心血管疾患・糖尿病医療 《こころ》 精神科救急・急性期医療、児童・思春期精神医療、認知症・高次脳機能障害医療、災害医療、司法精神医療</p> <p>○医療に関する調査及び研究 本県医療水準の向上を図るための調査、研究等</p> <p>○医療従事者等の研修 初期研修医等の積極的な受入による地域医療従事者の育成、支援等</p>
病院機構の課題
<p>○財務内容については、中期目標をやや未達成の見込み ⇒経営基盤の強化が必要</p> <p>○地独法改正への対応 ⇒内部統制の推進が必要</p>

本県の医療を取り巻く課題
<p>○疾病構造の変化等による医療需要の変化への対応</p> <p>○災害医療への対応 ○医療機能の分化・連携</p> <p>○医療従事者の確保</p>



第3期中期目標の基本方針
<p><u>課題に的確に対応</u>しながら、引き続き、<u>県立病院が推進すべき医療を継続的に提供</u>するとともに、<u>本県医療の質の向上</u>に貢献する。</p>

地方独立行政法人山口県立病院機構第3期中期目標（素案）の概要

前文

（これまでの取組）

県立病院機構は、2011（平成23）年度の設定以降、質の高い医療の提供と本県医療の質の向上という理念の下、県立病院として推進すべき医療を実施。第2期中期目標期間においては、県立総合医療センター、こころの医療センターとも、それぞれの役割を果たしてきた。

（医療を取り巻く環境と課題）

医療を取り巻く環境は、少子・高齢化の進行や、疾病構造の変化、医療技術の進歩や情報化の進展など大きく変化し、医療需要も年々高度化・多様化。こうした中、医療従事者の確保や、2025年を見据えた効率的で質の高い医療提供体制の構築、災害時の医療体制の強化等が課題。

（第3期中期目標期間の期待）

第3期中期目標期間においては、第7次山口県保健医療計画を踏まえ、医療機能の分化・連携等の課題に的確に対応しながら、引き続き、高度専門医療など県立病院が推進すべき医療を、経営基盤の強化を図りながら継続的に提供するとともに、地域の医療機関や医療従事者を支援して本県医療の質の向上に貢献することを期待。

第1 中期目標の期間

2019年度から2022年度まで

第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 医療の提供

（1）県立病院として対応すべき医療の充実

ア 総合医療センター

（ア）救急医療

救命救急センターとして、24時間体制の高度な救急医療を提供

（イ）周産期医療

総合周産期母子医療センターとして、地域の医療機関等との

連携を図るとともに、高度な医療を提供

（ウ）へき地医療

へき地医療拠点病院として、代診医派遣や巡回診療等のへき地医療の提供と、へき地医療を担う総合診療専門医の育成支援

（エ）災害医療

基幹災害拠点病院として、迅速かつ的確な医療の提供と災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣体制の確保

（オ）感染症医療

新興・広域感染症発生の際、第一種・第二種感染症指定医療機関として、病床や医療を提供

（カ）がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病医療

地域の医療機関との役割分担と連携により高度急性期・専門医療を提供

イ こころの医療センター

（ア）精神科救急・急性期医療

救急・急性期患者の受入体制の確保と難治性・重症患者に対する専門医療の提供

（イ）児童・思春期精神医療

児童・思春期の精神疾患等に対する専門医療の提供と関係機関との連携

（ウ）認知症・高次脳機能障害医療

認知症疾患医療センターとして、専門医療の提供や専門医療相談等の実施

高次脳機能障害支援センターとして、地域ネットワークの構築や専門医療相談等の実施

（エ）災害精神医療

災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣体制の確保

（オ）司法精神医療

医療観察法に基づく指定入院医療機関としての役割を担う

（2）地域医療への支援

ア 地域医療連携の推進

地域医療構想も踏まえた、バランスのとれた医療機能の分化と連携

イ 社会的な要請への協力

研修会への講師派遣等

（3）医療従事者の確保、専門性の向上

医療従事者の確保対策の推進と専門性・医療技術の向上

（4）医療に関する安全性の確保

医療事故防止、院内感染防止などの安全対策の推進

（5）患者サービスの向上

患者への説明、診療情報提供の的確な実施と医療に関する相談支援機能の充実

（6）施設設備の整備

県民の医療ニーズ、費用対効果等を総合的に勘案し計画的に整備

2 医療に関する調査及び研究

医療水準の向上を図るための調査、研究及び情報発信

3 医療従事者等の研修

臨床研修病院として、初期研修医及び後期研修医の積極的な受入や地域医療従事者の育成・支援を実施

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 適切な法人運営を行うための体制の強化

法令等の遵守等内部統制の着実な推進

2 効率的・効果的な業務運営

医療需要や業務環境の変化に即応した効率的な業務運営
経営成績を踏まえた機動的・効果的な病院運営

3 収入の確保、費用の節減・適正化

適正な診療報酬の請求等による収入の確保や未収金の発生防止
適正な在庫管理や契約の見直し等による費用の節減・適正化

第4 財務内容の改善に関する事項

経営基盤を強化し、中期目標期間内の経常収支を黒字化

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 人材の確保と育成

必要な人員の計画的な確保、専門性の向上及び組織の活性化に配慮した人材の育成

2 働きやすい職場環境づくり

職員の働きやすい職場環境づくりの推進

3 中期計画における数値目標の設定

中期計画における数値目標の設定